

高萩市復興推進計画

平成 29 年 6 月 9 日
茨 城 県 高 萩 市

1. 計画の区域

高萩市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日、東日本沿岸地域を襲ったマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震は、想定外の大津波の襲来により我が国の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした。本市においても震度 6 強の地震と大津波により、公共施設をはじめ、多くの住宅、事業所や道路・河川の被害のほか、電気・水道などライフラインが寸断され、市民生活に長期間に亘り深刻な影響を与えてきた。また、市内に立地する製造業の工場においても工場建屋、製造設備の損壊など被害が著しく、その被害総額は約 57 億円に上った。特に、沿岸部に位置する昭和 46 年完成の松久保工業団地においては、本市の中核的な事業所が集中しており、これらの事業所が地震と津波被害により約 51 億円の被害を受けるなど、本市の経済活動に甚大な影響を及ぼしたところである。

このような中、本市の復興に向けて、中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進めるため、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進するため、本市の鉄鋼業において、中核的産業を担う立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社アンテックス（以下「対象事業者」という。）が、既存高萩第 2 工場を増設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の鉄鋼業は、市内の製造業の従業者数において第 5 位の地位を占めており、

本市の中核的産業である。また、対象事業者の従業員数は本市の鉄鋼業において約61.9%を占めていることから、本市の鉄鋼業において中核的な位置付けにあるものであり、5名（うち沿岸部から3名）の新規雇用を予定している。

したがって、鉄鋼業の中核となる立地企業が行う既存高萩第2工場増設事業による雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社商工組合中央金庫

株式会社みずほ銀行

株式会社常陽銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、市内製造業の中でも中核的産業である鉄鋼業において、既存工場の増設を行うものである。これは、地域産業の高度化や活性化に寄与するばかりでなく、雇用機会の創出にも大きくつながると期待されるところである。合わせて、本件施設が増設されることによる製品出荷などの運輸業やサービス業などをはじめとするその他事業者への多面的な波及効果が見込まれることから、本市の復興推進に寄与する重要な事業である。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、茨城県の意見を聴取した。

また、高萩市、高萩市商工会、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員とする高萩市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議会を開催し、本計画に関する協議が整った。